

FSC 中核的労働要求事項に関する方針声明

当社は、国際労働機関(ILO)が定める国際労働基準に基づき、労働者の健全な労働環境を維持し、以下の通り社会的責務を果たして参ります。

児童労働の禁止

当社は、国内法令によって定められている最低年齢に満たない児童の労働を禁止します。

強制労働の禁止

当社は、あらゆる就業形態(強制、拘束、非人道的な囚人労働等)においても不当な強制労働を禁止します。

職場差別の禁止

当社は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別(国籍、人種、性別、信条等)や嫌がらせ、パワハラ、モラハラ、セクハラも禁止します。

労働者の団体交渉権の保障

当社は、労使間で円滑な意思疎通を図り、団体交渉権の権利ならびに結社の自由を尊重します。

2022年7月1日

株式会社 共成社



代表取締役社長 森本 伸朗